40歳以上の国民健康保険に加入している方へ 5月から特定健康診査がはじまります

要支援・要介護認定を受けていない65歳から75歳になる方へ 生活機能評価健診を同時実施します

自分ではなかなか気づかない生活習慣病を特定健診で早期に発見しましょう!

今年度も5月から、特定健康診査・特定保健指導が始まります。特定健診では、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した内容の健診です、40歳以上の国民健康保険に加入で受診対象の方には保険年金課より特定健診受診券を順次郵送します。(自己負担金は1,000円です)

特定健診を受けるときは

国民健康保険証 特定健診受診券

が必要です。必ず両方持っていってください。

また、要支援・要介護認定を受けていない65歳から74歳までの方については、生活機能評価健診と特定健診を同時に実施します。対象者の方には特定健診受診券送付の際、生活機能評価健診受診券を同封しますので、特定健診と併せて受診してください。(生活機能評価健診受診券のみでは受診することは出来ません。)

生活機能評価健診を受けるときは

国民健康保険証 特定健診の受診券 生活機能評価受診券

が必要です。必ず全て持っていってください。



健診を 受けて防ごう メタボリックシンドローム



保険年金課保健事業担当 (内線 1761)

国民健康保険料のお知らせ

保険年金課

4月上旬に国民健康保険料納入通知書(仮算定)をお送りします。4月、5月、6月に、平成20年度保険料額に基づき計算した額を納めていただきます。7月に前年中の所得等により算定した年料額を決定し(本算定)、仮算定分の保険料額を差し引いた金額を7月から翌年3月まで9回に割って納めていただきます。

年金から保険料を納めていただいている方(特別徴収)には、2月と同じ金額を4月、6月、8月に納めていただきます(通知書はお送りしません)。

長寿医療(後期高齢者医療) 保険料のお知らせ _{保険}

保険年金課

新たに平成20年4月から年金から保険料を納めていただく方(特別徴収)には、4月上旬に4月、6月、8月に納めていただく額(仮徴収額)の通知書をお送りします。すでに年金から保険料を納めていただいている方(特別徴収)には、2月と同じ金額を4月、6月、8月に納めていただきます(通知書はお送りしません)。

口座振替や金融機関の窓口で納めていただく(普通徴収)場合、7月に前年中の所得等により算定した年料額を決定し、7月から翌年3月まで9回に割って納めていただきます。

後期高齢者医療制度に加入されている方

平成 21 年度の「健康診査受診券」が大阪府後期高齢者 医療広域連合より、4月中旬以降に送られてきます。

受診券がお手元に届きましたら、保険証(後期高齢者医療被保険者証)と併せて窓口でご提示ください。(予約が必要な医療機関もあります。)

府後期高齢者医療広域連合

給付課 206-4790-2031

生活機能評価健診が始まります

<u>生活機能評価健診は要支援、要介護認定を受けている方は</u> 対象外です

大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査と併せて、75歳以上の方は生活機能評価健診を受診することができます。(生活機能評価健診受診券のみでは受診することは出来ません。)生活機能評価健診を受診する場合は必ず、市高年介護課から送付された「生活機能評価健診受診券」と後期高齢者医療広域連合の「健康診査受診券」および「後期高齢者医療被保険者証」を併せて医療機関の窓口にご提示ください。(生活機能評価健診が受診できる医療機関については受診券に同封されている医療機関一覧表でご確認ください)。

高年介護課地域包括支援室(内線1353~1359)